



「宿泊漁業体験」に プログラムに 参加しませんか

元気な島づくり事業推進協議会主催

うみんぐ大島施設内での「カゴ漁体験」と、「島歩きガイドによる島歩き」が楽しめる宿泊モデル事業を、5回にわたり実施します。家族の思い出づくりに最適です。みなさん参加しませんか。



カゴ漁体験の様子



- 日程
 - ① 10月15日(土)、16日(日)
 - ② 10月22日(土)、23日(日)
 - ③ 10月29日(土)、30日(日)
 - ④ 11月5日(土)、6日(日)
 - ⑤ 11月12日(土)、13日(日)
- * 天候によって、中止、内容が一部変更になる場合があります

- 時間・内容 下表のとおり
- 宿泊施設 大島島内の指定する旅館か民宿
- * 毎回、宿泊場所は異なります
- 応募要件 事業に関するアンケートに協力できる人
- * 事業参加中のけがなどは、加入する保険の範囲内で対応することに承諾が必要



	時間	内容
1日目	16:15	うみんぐ大島集合。受付と説明
	16:30	カゴ漁体験(船)、漁業見学、クルージング
	18:00	大島漁港着
	19:00	指定する旅館か民宿で夕食(カゴ漁の魚などを試食)
2日目	8:30	うみんぐ大島集合。ガイドと島歩き
	10:00	終了式

- 対象 小学3年生以上の子どもと保護者
- 募集人数 各日とも先着各10人
- * 5人以上の申し込みがあった場合に実施
- 参加費
 - ▽大人 8500円
 - ▽小学生 5500円
 - * 宿泊代(1泊2食込み)
 - * 現地までの交通費は自己負担
 - * 詳しくは、うみんぐ大島 <http://umingu.com/jp/confirmation>
- 申込方法 各実施日の1週間前の午後5時までに、所定の申込用紙に必要事項を記入して、うみんぐ大島へ FAX(72) 2370 で申し込む
- * 申込用紙は、うみんぐ大島のホームページ(前述)からダウンロード可
- 問い合わせ先
 - ▽うみんぐ大島 ☎(72) 2361
 - ▽元気な島づくり事業推進協議会事務局(地域活性化推進室内) ☎(36) 1725

パブリック・コメントへの協力 ありがとうございました

「宗像市空き家等の適正管理に関する条例(案)」

市では、同条例(案)に関する市民意見提出手続(パブリック・コメント)を7月1日～8月1日に実施し、市民のみなさんから貴重な意見を9件寄せてもらいました。その中の7件に対して回答しています。

寄せられた意見を踏まえ、再度検討した結果、次のとおりになりました(下表参照)。

■ 問い合わせ先 生活安全課 ☎(36)5050

誰かのために私ができる贈り物

10月は臓器移植普及推進月間

「臓器提供」について、大切な家族と日ごろからよく話し合い、自分の意思をきちんと伝えておきましょう。

■ 問い合わせ先

財団法人福岡県メデイカルセンター
☎092(432)5577



意見の内容	結果
1 罰則規定がなく公表するだけでは、根本は改善されないと思う。また、公表しても所有者などは遠隔地に住んでいるので、目にすることも耳にすることも無いのでは。	罰則を規定する場合、条例違反を漏れなく摘発して過料などを科す体制と、コストも勘案する必要があります。一方、氏名などの公表は、利害関係人が該当空き家の所有者を把握できるという効果があります。 行政代執行は、著しく公益に反すると認められる場合に適用されるもので、公益性の考え方や費用の徴収など、多くの課題があります。
2 空き家などの管理が改善されず、近隣住民に危害を及ぼすと市で判断した場合、「市は住民の生命財産を守るために、危険を取り除く措置ができる」など、行政で代執行を条例にしてほしい。	課題解決に向け、さまざまな検討が必要ですが、現状では原案どおり、「適正な管理を求める助言、指導、勧告と命令、公表」という順で対応することが妥当と考えています。
3 用語として「管理不十分」「管理不全」があるが、1つに統一すべきでは。	「管理不十分」は、説明資料の中で条例を分かりやすく説明するために使用しています。条例では「管理不全」で統一しています。
4 第5条第3項に、「身分を示す証明書」とあるが、「証明証」ではないか。また、公務員には身分を示す証明の常時携帯義務があるのでは。	第5条第3項に規定する「身分を示す証明書」は、市長の指示を受けて立入調査を実施する市職員であることを証明するもので、立入調査時は必ず携帯するものです。条例上は「証明書」と表現しますが、意味に違いはありません。
5 個人の財産権の問題があり、立ち入りは裁判所の許可を有するものとする。	立ち入りは条例の規定に基づき実施するもので、裁判所の許可は必要ありません。情報提供された、管理不全な空き家などの実態調査は、草木の繁茂で空き家を目視できない場合など、状況により立ち入りは必要であると考えます。このため、原案どおりとします。
6 立ち入りまですることに反対です。外から見ての判断にとどめるべきである。	ただし、財産権の侵害の問題があるため、建物内の立ち入りは慎重に判断します。基本的に、敷地内までの立ち入りとします。
7 第8条に「命令」とあるが根拠は何か。法令に基づかないものは無効と判断するが。	憲法第94条で、「法律の範囲内であれば条例の制定は可能である」ことが規定され、地方自治法では、「地方公共団体は、個別の法律での委任は必要なく、その事務(非権力的な事務だけでなく、住民に義務を課し、その権利を制限するような権力的事務も含む)に関して条例を制定することができる」ことが許容されています。このため、今回の命令は条例そのものが根拠となります。

【その他の意見・要望】

▽条例の制定を要望します。過疎化で若者は都市に行き、空き家は廃墟になり不審者のたまり場となっている。木は伸び放題、白アリの巣となり安全と衛生面でも放置できない。市の善処をお願いします

▽空き家が及ぼす影響として、①青少年が空き家に入りねぐらとする②火災が気になり③家の周辺の植木に虫がつき、通行する人が刺されたことがあった④周辺の景観や価値の低下を懸念するなどが挙げられる。ただ、この違反について「指導」で終わるようだが、当方の近くの空き家は全く処置をしない。よほどしっかりとした指導を実施しないと難しいのではないかと。早期の条例成立と実行を期待する